

熱中症対策が義務化に!

参考:「職場における熱中症対策の強化について 第174回安全衛生分科会資料」(厚生労働省) (https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001385232.pdf) を加工して作成。

法令施行 厚生労働省は、熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化として、 熱中症対策の義務化を2025年6月から施行します



現場における対応

義務を負う作業条件

暑さ指数WBGT28以上または気温31度以上の環境下で連続1時間以上または1日4時間を超える作業を行う場合

体制整備

「熱中症の自覚症状がある労働者」や「熱中症の疑いのある労働者を発見した人」が、報告するための体制(連絡先や担当者)を事業場ごとに定める。
「熱中症のおそれがある労働者」を把握した際、緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地などを事業場ごとにあらかじめ作成する。

手続作成

以下などの熱中症による危害化を防止するための必要に応じた手順を事業場ごとに定める。

- 作業からの離脱
- 身体の冷却
- 医療機関への搬送

関係労働者への周知

対策の内容を労働者に周知する。

熱中症の症状と応急処置

参考:「熱中症環境保健マニュアル 2022」(環境省) (https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php) を加工して作成。

I 度 現場での応急処置

- めまい
- 筋肉のこむらがえり
- 立ちくらみ
- 手足がしびれた感じ
- 拭いても拭いても汗が出る

II 度 病院へ救急車で搬送

- 頭が、がんがんする(頭痛)
- 気分の不快
- 虚脱感
- 倦怠感
- 吐き気、嘔吐
- 判断力、集中力の低下

III 度 入院が必要

- 意識障害
- 高体温
- けいれん
- 手足の運動障害

熱中症を疑う症状

※注意: この順番に症状が出るわけではありません。人によって異なります。

症状あり

意識がある → check 1 意識の確認 → 意識がない 普段と様子が違う → 救急隊を要請 要請したらすぐに応急処置を!!

救急隊の到着前から涼しい場所へ避難、冷却を開始することが求められます。

涼しい場所へ避難

脱衣と冷却

医療機関へ救急搬送

水分・塩分の補給

回復しない



レンタルのニッケン

ホームページでも最新情報をお届けしています。是非ご覧ください。

レンタルのニッケン 検索



安全ニュースのご活用についてのごお願い

弊社は皆様の、安全作業に関するよりよい情報をご提供するため、安全ニュースの製作・配布に取り組んでおります。下記、ご理解いただき、ご活用いただけますようお願い致します。

- 安全ニュースの一部または全部において、個人・法人を問わず、弊社および引用先(各種団体など)の許諾を得ずに、いかなる方法においても、営利目的にて、無断で販売・複製・複製・貸付・加工・加筆および、公衆送信(インターネットやそれに類した送信)などを利用して提供することを禁じております。
- 弊社は、本紙の内容において如何なる保証も行いません。
- 本紙内容にて発生した障害および事故についても、弊社は一切責任を負いません。



レンタルのニッケン 公式

情報発信中!



フォロー宜しく願います!



安全ニュースで取り上げて欲しい題材やご意見ご要望などがございましたらeメールをご活用ください **e-mail : nikken@rental.co.jp**

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



● レンタルのニッケン

お客様の安全作業のために。

安全ニュース

Safety news

2025年
6月号
No.282

編集・発行
株式会社レンタルのニッケン
安全部/営業支援部
お問い合わせ
TEL.03-6775-7811

特集 全国安全週間

- 労働災害発生状況
- 高年齢労働者の安全と健康確保

2025年7月号の予告

林材業労働災害防止強化月間

7月1~7日は「全国安全週間」

6月1日~30日は準備期間です!

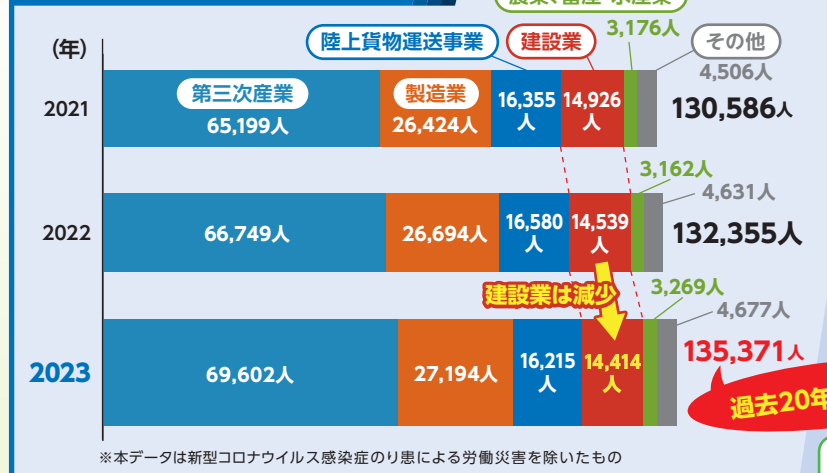
主催者:厚生労働省、中央労働災害防止協会

2025年度スローガン 多様な仲間と 築く安全 未来の職場

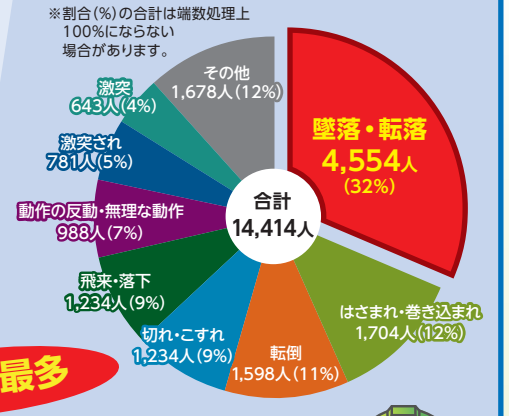
参考:「労働災害発生状況」(厚生労働省) (https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/rousai-hassei/) を加工して作成

労働災害発生状況

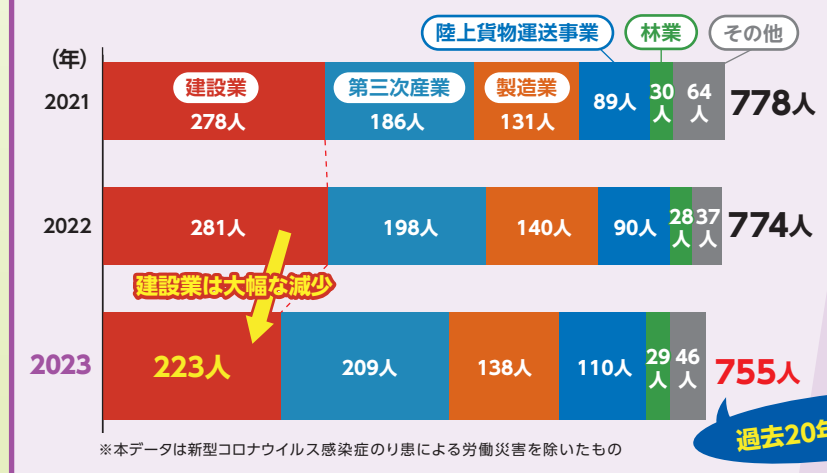
業種別 死傷災害



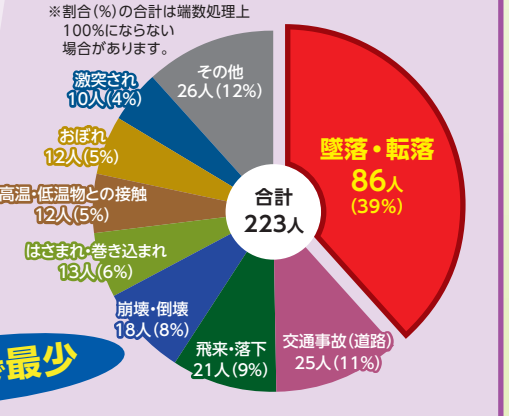
2023年 建設業における事故の型別



業種別 死亡災害



2023年 建設業における事故の型別



★ ホームページにも掲載しております!是非ご覧ください。★

高齢労働者の安全と健康確保

参考:「高齢労働者の安全衛生対策について」(厚生労働省) (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html) を加工して作成

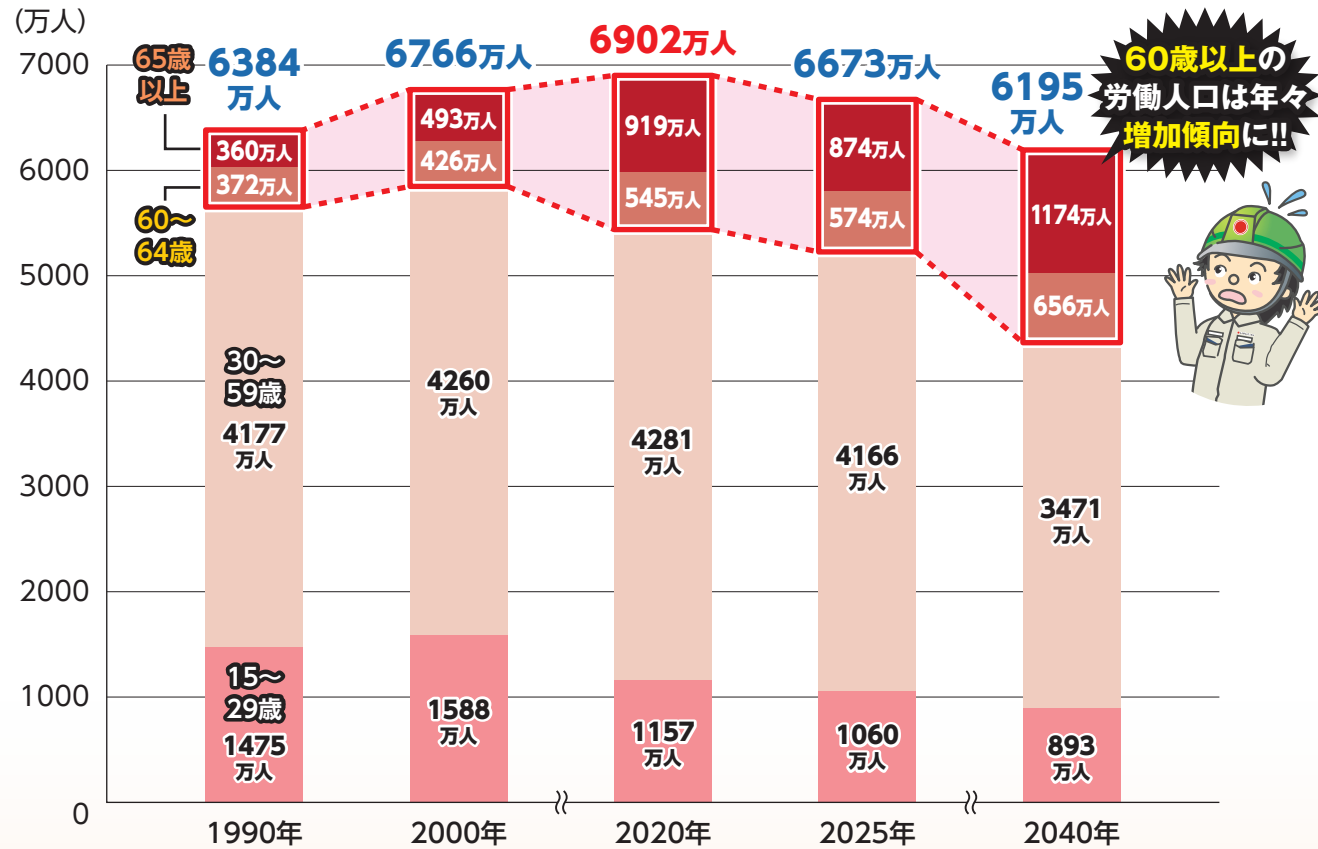
働く高齢者の増加に伴い60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加しています。高齢者は身体機能低下により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすい傾向となっています。

高齢労働者の労働災害発生状況

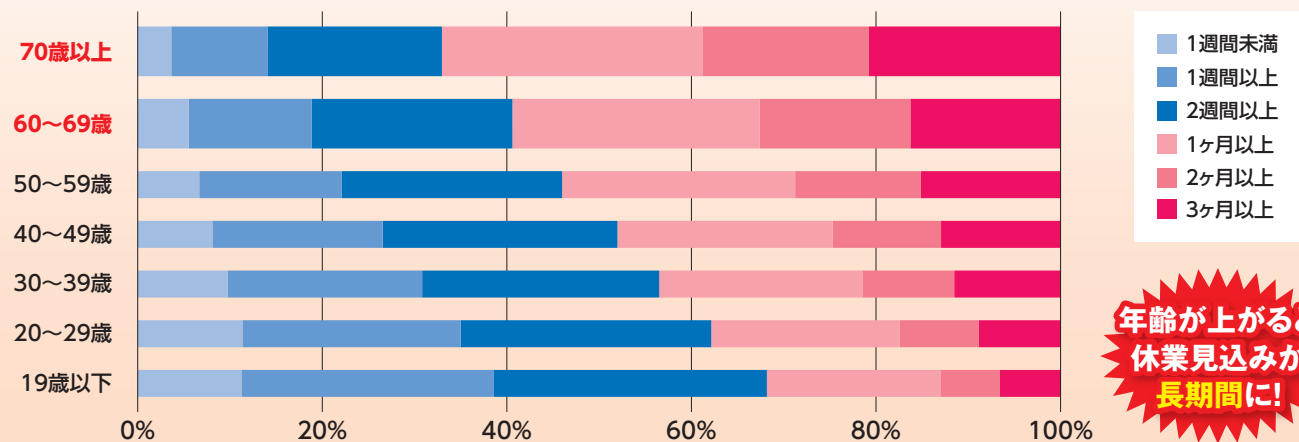
参考:「高齢労働者の労働災害防止対策について 第164回安全衛生分科会資料」(厚生労働省) (<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001269656.pdf>) を加工して作成

労働力人口の推移(推計)

※表章単位未満の位で四捨五入しているため、各年齢区分の合計と年齢計とは必ずしも一致しません。



年齢層別 労働災害による休業見込み期間(2023年)



年齢が上がると
休業見込みが
長期間に!

体力に自信がない、仕事に慣れていない人を含む**全ての労働者の労働災害防止を図るためにも職場環境改善が必要です。**

参考:「高齢労働者の安全衛生対策について」(厚生労働省) (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html) を加工して作成

人生100年時代に向けた高齢労働者の安全と健康確保のため、厚生労働省では2020年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を策定しました。

エイジフレンドリーガイドライン

働く高齢者の特性に配慮した**安全な職場**を目指しましょう

1 安全衛生管理体制の確立

□ 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

□ 高齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

□ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入(主としてハード面の対策)

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

□ 高齢労働者の特性を考慮した作業管理(主としてソフト面の対策)

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

□ 健康状況の把握

雇入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

□ 体力の状況の把握

事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

□ 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。

□ 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針(メンタルヘルス指針)」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

□ 高齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)